

すので、ぜひ参加していただければと思います。
それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。8番竹田委員と9番嶋先委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご兩名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第98号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第98号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町古黒部〇〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は525㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山県下新川郡朝日町三枚橋〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、長野県長野市〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲渡人が所有していた空き家、入善町古黒部〇〇〇〇番地に隣接しており、譲渡人と譲受人の間でこの空き家の売買を行うにあたり、隣接するこの農地も空き家とともに、譲受人に所有権移転することになったため、今回の申請に至りました。

また、譲受人は空き家の所有権移転完了後に居住する予定であり、申請地は畑として利用する予定です。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、永山委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、永山委員お願いします。

永山委員

事務局の説明のとおりです。特に問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

長野から移住ということですが、この辺に親戚とかおられるんですか。

事務局

特段親戚はおられず、移住と聞いています。

小林職務代理人

現状は耕作されてない状況なんですか。少なくともそういった状況が改善されてしっかり管理されるのであれば望ましいことかと。

事務局

この空き家の管理と一緒に所有者が管理されていましたが、自己保全管理ということで耕作はされていませんでした。

議長（米山 義隆）

この〇さんの家は〇〇さんの実家だったんですか。

事務局

そうです。

永山委員

空き家バンクにも登録していたということで、購入希望があったとのことですか。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第98号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第99号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。

議案第99号 農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は3件の申請があります。

申請番号1番、申請人は〇〇 〇さん、申請地は入善町荒又〇〇〇〇、地目は田、面積は72㎡、転用理由は一般住宅敷地です。

申請人の〇〇 〇さんの父 〇〇 〇さんは、申請地に隣接している荒又〇〇〇番地に、叔母である〇〇〇〇さんの家を建てるため平成7年に一般住宅敷地として転用許可を取得しました。

しかし、住宅を建築する際に、誤って今回の申請地〇〇〇〇にも建築していたことが判明したため、是正すべく始末書をつけての申請を行うものです。申請地には、現在、〇〇〇〇さんの娘家族が生活しており、今後も継続して利用します。

申請面積は72㎡で、隣接の宅地と併せても386㎡。一般住宅面積115㎡と、車2台が入る車庫34㎡、来客用の駐車スペースがあり、住宅として利用するための必要最小限の面積です。

申請地の雨水排水については自然透過、車庫部分は南側にある排水路へ排水します。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「既存施設の拡張」に適合すると認められます。

また申請地につきましては、令和7年8月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は前田委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、申請人は〇 〇〇さん、申請地は入善町青木〇〇〇〇の一筆、地目は畑、面積は87㎡、転用理由は一般住宅敷地です。

申請人の〇 〇〇さんの父 〇 〇〇さんは、昭和63年度ごろ、申請地に隣接する宅地に建つ住宅の増築に伴い、増築部分にあった庭木や庭石を申請地に移設し、庭を作りました。

今回、その庭地の一部が農地であることが判明し、是正すべく転用の申請を行うものです。

申請面積は87㎡で、隣接の宅地と併せて430.18㎡。現在も、申請者である〇 〇〇さんが、裏庭として住宅と一体的に利用しています。

申請地には、土砂の流出を防ぐための擁壁を設けてあり、雨水排水は東側の排水路へ排水します。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「既存施設の拡張」に適合すると認められます。

また申請地につきましては、昭和47年3月15日に除外済であり、入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は上田委員にいただいております。

続きまして、申請番号3番、申請人は入善町入膳〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請地は入善町入膳〇〇〇〇外1筆、地目は田、面積は26.81㎡、転用理由は通路敷地です。

申請地は、昭和56年に、申請人の亡くなったご主人が、申請地に隣接した宅地に住宅を新築した際に、申請地を道路からの進入路として利用を始めたものです。その後、敷地内に有限会社〇〇〇〇〇〇の資材倉庫などを建設したため、会社への進入路としても利用を開始し、現在にいたっています。

今回、資産の確認を行っていたところ、申請地が農地であることが判明したことから、是正のために転用申請するものです。

申請地は第3種農地であり、原則許可のため、農地区分と転用目的に問題はありません。

また、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域外となっており、除外手続きは不要です。入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は五十里委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、前田委員お願いします。

前田委員

もうすでに現況地目が宅地になっており、家も建っております。以前あった〇さんとの売買の中で、転用申請されていない土地の上に家が建ってしまったことが判明した案件で、現況に合わせて分筆、農振除外、農地転用手続きを行い、正規の状態にもっていったということであり、問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。続きまして、申請番号2番、上田委員お願いします。

上田委員

事務局の説明のとおりです。住宅が増築された際に庭になったのだと思います。特に問題ないと判断し、ハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。続きまして、申請番号3番、五十里委員お願いします。

五十里委員

事務局の説明のとおりで、現状、アスファルトが舗装された道路になっており、問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

申請番号2番の〇さんですが、東側の井溝と住宅の倉庫が重なっていて、実際の現況はどうなってますか。

上田委員

入り組んでいるところなので正式な水路ではないです。公図の状況が正しい状態で、昔の小さな川の跡になります。

安藤委員

申請番号3番の道路に見えているところも宅地なんですか。

五十里委員

この地図上では上から下まで繋がっていて通れる状態になっていて、舗装されています。

安藤委員

この〇〇〇〇は実際に道みたいになっているんですか。

事務局

〇〇〇〇は宅地の一部になっています。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第99号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第100号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第100号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、13件、33筆、48,872㎡

再設定は、45件、122筆、231,393㎡

合わせて58件、155筆、280,265㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

中の賃借料も多くなってきました。再更新する際に下げられるようですね。

事務局

下げているところもあるかと思います。

議長（米山 義隆）

実際、自分のところも更新時に中にすることもあります。ただ、今の米価の上昇による影響もあります。昨年、視察研修に行った〇〇農場さんは反1.5俵でやっておられるとのことで、大きい影響もあり、そういうふうに行っているところもありますが、入善町は非常に生産者にとってはうまくできているなと思っています。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第100号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案の通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和7年12月8日月曜日午後1時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（富山県農業委員会研修大会について）

事務局

（新年会について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第28回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年12月8日月曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時10分）